

鹿児島県立短期大学生活協同組合役員報酬規則

(役員報酬)

第1条 理事及び監事の報酬は無報酬とする。

(規則の改廃)

第2条 この規則の改廃は、理事会の議決による。

(施行期日)

付則 この規則は2012年11月27日より施行する。